

川崎市よい歯の学校等並びに歯の衛生に関する図画・ポスター及び  
歯科保健啓発標語に関する要綱

(趣旨)

第1条 学校歯科保健の普及啓発とその向上に資することを目的とし、よい歯の学校等並びに歯の衛生に関する図画・ポスター及び歯科保健啓発標語の優秀校(作品)を表彰するために必要な基本事項を定める。

(会議の開催)

第2条 次の各号に掲げる事項について、入選校(作品)を選出するために必要な会議(以下「会議」という)を開催する。

- (1) よい歯の学校等
- (2) 歯の衛生に関する図画・ポスター
- (3) 歯科保健啓発標語
- (4) その他

2 前項の入選校(作品)は、神奈川県等他の団体の主催するコンクールへの推薦校(作品)を兼ねるものとする。

3 選出基準は、神奈川県等他の団体の主催する応募要項等に準ずるものとする。

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に依頼する。

- (1) 川崎市歯科医師会
- (2) 事務局及び関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、会議の委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐する。

5 委員長が、辞任その他の事由により欠けた場合には、副委員長がその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、4月1日から翌3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会学校教育部健康教育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。